

雇児発第1029002号
社援発第1029001号
老発第1029002号
平成16年10月29日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

厚生労働省社会・援護局長

厚生労働省老健局長

社会福祉法人審査基準及び社会福祉法人定款準則の一部改正について

社会福祉法人が基本財産を担保に供する場合の取扱いについては、社会福祉法人定款準則第14条に定めるとおりですが、今般、社会福祉法人審査基準及び社会福祉法人定款準則の一部を別添のとおり改正しましたので、貴職におかれましては、貴管内の関係機関・関係団体に対する周知等よろしくお取り計らい願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添えます。

「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号 厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長連名通知)(抄)【新旧対照表】

改正後	改正前
<p>別紙一 社会福祉法人審査基準 第5 その他</p> <p>(1) <u>社会福祉法人定款準則第14条による担保提供の承認は、担保提供の目的の妥当性、担保提供の必要性、担保提供方法の妥当性、担保提供に係る意思決定の適法性等を考慮して判断すべきものであり、一律に不承認としてはならないこと。</u></p> <p>(2) 定款変更認可及び社会福祉法人定款準則第14条による基本財産の処分又は担保提供の承認は、事業を開始したり、資金の借入れが決定した後に形式的に行われることが多いので、かかることのないよう、計画が固まった段階で、事前にこれらの承認を行うようにすること。</p> <p>(3) 厚生労働大臣又は地方厚生局長が所轄庁である法人に係る社会福祉法人定款準則第14条による基本財産の処分又は担保提供の承認の申請は、当該法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事を経由して行うよう指導すること。 なお、これらの申請書を送付するに当たっては、必要な調査をなし、意見を付すよう配意願いたいこと。</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>別紙二 社会福祉法人定款準則 (基本財産の処分) 第一四条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、〔所轄庁〕の承認を得なければならない。ただし、<u>次の各号に掲げる場合には、〔所轄庁〕の承認は必要としない。</u> 一 <u>独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合</u> 二 <u>独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)</u>に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)</p>	<p>別紙一 社会福祉法人審査基準 第5 その他</p> <p>(1) 定款変更認可及び社会福祉法人定款準則第13条による基本財産の処分又は担保提供の承認は、事業を開始したり、資金の借入れが決定した後に形式的に行われることが多いので、かかることのないよう、計画が固まった段階で、事前にこれらの承認を行うようにすること。</p> <p>(2) 厚生労働大臣又は地方厚生局長が所轄庁である法人に係る社会福祉法人定款準則第13条による基本財産の処分又は担保提供の承認の申請は、当該法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事を経由して行うよう指導すること。 なお、これらの申請書を送付するに当たっては、必要な調査をなし、意見を付すよう配意願いたいこと。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>別紙二 社会福祉法人定款準則 (基本財産の処分) 第一四条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、〔所轄庁〕の承認を得なければならない。ただし、<u>独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合には、〔所轄庁〕の承認は必要としない。</u></p>